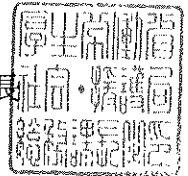




社援総発 0727 第 1 号  
国河砂 第 57 号  
平成 22 年 7 月 27 日

都道府県民生主管部 (局) 長 殿  
都道府県土木主管部 (局) 長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



国土交通省河川局砂防部砂防計画課長



### 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における連携の強化について

災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策については、これまでも各都道府県において鋭意取り組んでいただいていたところですが、昨年 7 月に山口県防府市で特別養護老人ホームの入所者が土石流により被災するという事態が発生しました。この災害を受け、国土交通省では貴都道府県に協力いただき、土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の全国調査を実施しました。

その結果を踏まえ、ハード対策・ソフト対策の両面においてより重点的な対策を図るため、「土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の調査結果」について (平成 22 年 6 月 18 日付社援総発 0618 第 1 号) 及び「災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策の推進について」 (平成 22 年 6 月 18 日付国河砂 第 46 号・国河保第 12 号) を貴都道府県あてに通知したところです。

つきましては、民生部局及び砂防部局それぞれが上記通知の趣旨を踏まえた対策を実施することはもとより、両部局が日頃からより緊密な連携を図り、管内市町村や関係機関の協力も得た上、下記により災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策を推進して頂きますようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

### 記

1. 土砂災害のおそれのある箇所及び同箇所に立地する災害時要援護者関連施設に関する基本的な情報の共有

- ① 砂防部局は、各都道府県内の土砂災害のおそれのある箇所（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険箇所）について、民生部局への情報提供を行う。
- ② 砂防部局は、土砂災害のおそれのある箇所における災害時要援護者関連施設の立地状況に関する今般の調査結果について、データベースや台帳等として整理し、民生部局への情報提供を行う。
- ③ 砂防部局は、上記①及び②について、状況に変化が生じた場合は、民生部局に情報提供を行い、情報の共有を図る。
- ④ 民生部局は、災害時要援護者関連施設の建設や廃止等の動向について、砂防部局への情報提供を行う。

## 2. 土砂災害のおそれのある箇所に立地する災害時要援護者関連施設への対応

- ① 砂防部局は、災害時要援護者関連施設が立地する土砂災害のおそれのある箇所において、速やかに基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の早期指定に努めるとともに、土砂災害防止法第7条第3項に基づく土砂災害ハザードマップの作成を促進するため、区域指定の公示図面データの提供等により、市町村による土砂災害ハザードマップの作成の支援に努める。
- ② 民生部局及び砂防部局は、市町村が行う土砂災害ハザードマップの周知の支援に努める。
- ③ 民生部局及び砂防部局は、市町村や地域の防災関係機関、自主防災組織等と連携し、土砂災害のおそれのある箇所に立地する災害時要援護者関連施設が参加する土砂災害を対象とした防災訓練の実施や支援に努める。

## 3. 土砂災害のおそれのある箇所における新たな災害時要援護者関連施設の立地への対応

### 1) 土砂災害特別警戒区域の指定の促進

砂防部局は、災害時要援護者関連施設の立地が今後見込まれる箇所において、土砂災害防止法第3条に基づく土砂災害防止対策基本指針における基礎調査の実施や区域指定の指針となるべき事項等を踏まえ、速やかに基礎調査を実施し、土砂災害特別警戒区域の早期指定に努める。

### 2) 新たな建設計画の申請に係る対応

- ① 民生部局は、災害時要援護者関連施設の新たな建設の申請を受けた際には、土砂災害のおそれのある箇所に関する情報と照合し、該当する場合には、速やかに砂防部局への情報提供を行う。
- ② 民生部局は、砂防部局と連携し、申請者に対して土砂災害のおそれのある箇所に関する情報を提供するとともに、土砂災害特別警戒区域等が指定されていない場合は、将来指定され得ること及び指定に伴う規制の内容等

についてもあわせて情報提供を行い、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検討を促すよう努める。

【お問い合わせ先】

○厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話：03-3595-2614 FAX：03-3503-3099

○国土交通省河川局砂防部砂防計画課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話：03-5253-8467 FAX：03-5253-1610